

諮問番号：平成29年度諮問第16号

答申番号：平成29年度答申第17号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当額改定処分）は、違法、不当である。

- (1) DQの「言語・社会」が21であること。
- (2) 「問題行動及び習癖」が「その他（爪かみ）有」のみになっているが、落ちていた物を口の中に入れて食べることがあること。
- (3) 言語コミュニケーションが欠如しているため、常に眼を見張っていなければ、運動能力は良いので危険であること。
- (4) 「要注意度」は「常に嚴重な注意が必要」とされているので、著しく不適応な行動がないとは断言できないこと。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 請求人の主張のうち、落ちていた物を口に入れて食べることがあることについては、対象児童の診断書に記載がなく読み取ることはできないが、DQの「言語・社会」が21であり、常に見張っていなくてはならないことは、「要注意度」が「常に嚴重な注意が必要」との記載があることから、対象児童が一定程度の障害の状態にあることは認められる。
- (2) しかし、障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定するものとされており、このように障害の認定が同診断書に基づき行うこととされている趣旨は、医学的・専門的見地から対象児童を診断し、障害の認定の適正を確保するためであり、仮に、落ちていた物を口に入れて食べることがあるとしても、それが著しく不適応な行動とまではいえず、本件児童が政令別表第3に定める精神の障害1級の状態に該当しないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査

判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

審査請求人の主張する事情（DQの「言語・社会」が21で、言語コミュニケーションが欠如していること、常に嚴重な注意が必要とされていること、爪かみのほか、落ちていた物を口に入れること）については、確かに、言語コミュニケーションは、会話による意思疎通が著しく困難な状態であるが、著しく不適応な行動であることを示す具体的な事情がなく、多くの場面で介助を要するものの、常時援助が必要とまではいえないから、知的障害の1級の「食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要」とされる状態、又は発達障害の1級の「著しく不適応な行動」によって、「日常生活が困難で常時援助を必要とするもの」に該当するということとはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年7月6日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月11日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、同診断書をみると、発達指数（DQ）は41（「言語・社会領域」は21）であり、「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」は、いずれも「欠如」とされ、「要注意度」は「常に嚴重な注意が必要」であって、精神医学的総合判定は「重度」とされているものの、日常生活能力の程度は、「多くの場面で介助を要する」とはいえ、「食事」及び「洗面」は「半介助」にとどまっており、障害等級1級に相当する「食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要」な状態とは認められず、また、著しく不適応な問題行動と認められる事情も特段見当たらない。

こうした診断書に記載された事実関係からすると、精神の障害に係る認定基準に照らし、総合的にみた場合に、対象児童について障害等級1級に該当するとま

ではいけないものの、障害等級2級には該当するとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美